申　請　経　緯　書　（現況届 別紙）

記号－番号	認定対象者氏名	続柄
100 －　　123456	健保　組子	母

◆被扶養者の異動申請は、本来５日以内に届出を行う様定められています（健康保険法施行規則第38条）。
申請が事由発生日より１ヶ月以上経過してしまった場合のみ、この別紙は提出してください。（出生時は不要）
不備不足があった具体的な書類や、時間がかかった理由がわかるように、時系列でその経緯を申告してください。

※被保険者から事業所に提出があった後に、健保への提出までに時間がかかった場合、提出後の経緯は事業所にて記入してください。
また、健康保険組合に提出後、書類の不備で返却があった場合も、経緯は事業所にてその都度記入してください。

事由発生日：　令和　3 年　4 月　15 日

R3.4.14　対象者の夫　合太が逝去。

R3.4.25　今後の生活について話し合い、子である私が経済的な支援を行うこととなる。

R3.4.28　勤務先に、今後母を扶養する旨伝え、健康保険の手続きに必要な書類や、条件等について説明を受ける。

R3.5.10　連休中に必要書類を用意し、勤務先へ提出。遺族年金の書類が足りていないことに気付く。

年金事務所で6/25の予約を取る（混んでいるため一番早くてこの日と言われました）。

R3.6.25　母が年金事務所で遺族年金の手続きを行い、年金見込額照会回答票をもらう。

R3.6.28　母から郵送で年金見込額照会回答票が届く。

R3.7.1　6月分の仕送り証明と年金見込額照会回答票を、追加で勤務先へ提出

＜健保使用欄＞